

# 償却資産申告の手引き

## 東 金 市

平素より東金市の税務行政につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。  
さて、固定資産税の対象となる償却資産の所有者は、毎年1月1日現在における償却資産について、その資産が所在する市町村への申告が必要です。期限までに必ず申告書をご提出ください。

申告期限      毎年1月31日（閉庁日の場合は翌営業日）

申告書類      ・ 償却資産申告書及び種類別明細書（1枚目）を提出してください。  
                  ・ 提出方法は、「郵送」又は「窓口への持参」です。  
                  なお、申告書の控えに受付印が必要な場合は、申告書控え分と返信用封筒（宛名を記入し、切手を貼付したもの）を同封してください。

提出先      東金市役所 総務部 課税課 資産税係  
                  〒283-8511 千葉県東金市東岩崎1番地1  
                  電 話    0475（50）1127

## ◎ 申告書類の作成について

### I. 申告書類の作成

償却資産申告書及び種類別明細書（1枚目）を提出してください。

毎年1月1日現在で東金市に償却資産の登録がある場合は、昨年度申告分までの種類別明細書の写しを同封しましたので、申告書作成の際に参考にしてください。

自社の電算により申告する場合は、全資産を申告してください。

#### 1. 償却資産申告書（書き方は4～6ページをご参照ください）

- 種類別明細書（増加資産・全資産用）・（減少資産用）を添付して提出してください。

#### 2. 種類別明細書の使用区分

- 増加資産…種類別明細書（増加資産・全資産用）の用紙（緑色の印刷）に記入してください。

毎年1月2日からその翌年1月1日までに取得した資産及び他市町村からの移動資産等を記入します。

- 減少資産…種類別明細書（減少資産用）の用紙（赤色の印刷）に記入してください。

毎年1月2日から、その翌年の1月1日までに減少した資産を記入します。

※今回の申告にあたり過年度に申告すべき資産が見つかった場合（申告漏れ等）は、その資産を含めた申告をし、併せて過年度の修正申告をしてください。

### II. 提出する申告書

書類名	償却資産 申告書	種類別明細書	
		（増加資産・全資産用）	（減少資産用）
前年中の資産の異動区分			
異動がない場合	○	×	×
増加資産がある場合	○	○	×
減少資産がある場合	○	×	○
自社電算により申告する場合 （全資産の課税標準額の合計を算出 する必要があります。）	○	○	×
新規に申告する場合 （電算による明細書がない場合）	○	○	

## ◎ 償却資産のあらまし

固定資産税という償却資産とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税または所得税を課されない者が所有するものを含む）をいいます。ただし、鉱業権、特許権、営業権、その他の無形減価償却資産及び自動車税並びに軽自動車税の課税客体である自動車等は除かれます。なお、資産の増加・減少のない方、免税点未満（課税標準額の合計が150万円未満）の方も申告は必要です。正当な理由がなく申告をしない場合は地方税法第386条により過料を科せられることがあります。

### 1. 次の償却資産も課税対象となりますので、特に注意してください。

- (1) 取得価額又は製作価額が20万円未満であっても、税務会計上減価償却資産に計上している資産。
- (2) 企業会計上、簿外資産であっても現に事業に供している資産。
- (3) 企業会計上、建設仮勘定で経理されている資産であっても、その一部又は全部が1月1日現在、事業の用に供することができる状態にある資産。
- (4) 耐用年数を経過した資産で法定の減価償却が終わり、帳簿上残存価額のみ計上されている資産であっても、現に事業の用に供しているもの。
- (5) 遊休・未稼働資産であっても、1月1日現在、事業の用に供することができる状態にある資産。
- (6) 赤字決算のため減価償却を行っていないものであっても、本来減価償却が可能な資産。
- (7) 清算中の法人が所有する償却資産のうち、自ら清算事務の用に供しているもの及び他の事業者に事業用資産として貸し付けているもの。
- (8) 償却資産の価値を増加させるための改良費。
- (9) 所有権留保付割賦販売の資産で、買主が事業の用に供しているもの（所有権留保付割賦販売の資産については、売主と買主が連帯して納税義務を負うものとされていますが、この場合の申告は原則として買主が行うものとされています）。

### 2. 課税標準の特例（わがまち特例については東金市ホームページでご確認ください）

地方税法第349条の3、附則第15条等の規定に該当する資産は、税負担の軽減を図るため課税標準の特例が適用されます。該当資産がある場合は、申告書の“18備考（添付書類等）”欄及び種類別明細書の摘要欄に適用条項を記入してください。また、課税標準の特例に係る届出書をご記入の上、特例適用資産に該当することを証明する書類を添付して提出してください。

※ 課税標準の特例に係る届出書は、東金市ホームページでダウンロードできます。

※ 一度届出をした資産については、再度の届出は不要です。

### 3. 非課税となる償却資産

地方税法第348条の規定に該当する資産については、“18備考（添付書類等）”欄に適用条項を記入してください。また、非課税資産についても種類別明細書に記入するとともに、非課税資産に該当することについての証拠書類も添付してください。

※ 今後の税制改正により内容が変わることがありますので、ご留意ください。

# 償却資産申告書の書き方

欄には記入しないでください

住所・氏名・ふりがなを記入してください

事業の目的を具体的に記入、なお2以上の事業を行っている場合は、主たる事業種目を記入してください

個人の場場合は個人番号、法人の場合は法人番号を記入してください

税理士等に委託している場合は、当該税理士等の氏名および電話番号を記入してください

令和〇〇年〇〇月〇〇日 令和〇〇年度 償却資産申告書

東金市長 (ふりがながな) ちほげんとうがねしむがしいわさき 千葉県東金市東岩崎1番地1 (電話 0475-50-1127)

住所 (ふりがながな) 又は納税通知書送達先 (ふりがながな) まるまるしようじ

2氏名 (法人にあってはその名称および代表者の氏名) ○○商事株式会社 代表取締役 東金太郎 (屋号 )

3個人番号又は法人番号 事業種目 (資本等の金額) ( 100 百万円) 水・ビジネス

4事業開始年月 平成2年8月 経理課 鈴木 花子 (電話 0475-50-1127)

5この申告に必要する者の氏名及び氏名 田中 一郎 (電話 0475-50-1127)

6税理士等の氏名

7税理士等の氏名

※所有者コード

1	2	3	4	5	6	7	8	9
有	無	無	有	有	有	有	有	有

8短縮耐用年数の承認

9増加償却の届出

10非課税該当資産

11課税標準の特例

12特別償却又は圧縮記帳

13税務会計上の償却方法 定額法・定額法

14青色申告 有・無

送付した依頼文に記入されている所有者コードを記入してください

該当する箇所に○又は必要事項を記入してください

資産の種類	取得価額				減価償却額				課税標準額 (ト)
	前年取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年取得したもの(ハ)	前年中に取得したもの(ニ)	計((イ)-(ロ)+(ハ)+(ニ))	減価償却額(ア)	減価償却額(イ)	減価償却額(ロ)	
1 構築物	十億 千円 500 000	十億 千円 2 200 000	十億 千円 2 950 000	十億 千円 8 250 000	十億 千円 13 900 000	十億 千円 1 000 000	十億 千円 1 000 000	十億 千円 1 000 000	十億 千円 1 000 000
2 機械及び装置	十億 千円 14 300 241	十億 千円 9 376 551	十億 千円 22 713 500	十億 千円 27 637 220	十億 千円 50 397 220	十億 千円 27 637 220	十億 千円 27 637 220	十億 千円 27 637 220	十億 千円 27 637 220
3 船舶									
4 航空機									
5 車両及び運搬具	十億 千円 2 370 000	十億 千円 400 000	十億 千円 3 568 900	十億 千円 5 538 900	十億 千円 3 568 900	十億 千円 3 568 900	十億 千円 3 568 900	十億 千円 3 568 900	十億 千円 3 568 900
6 工具・器具及び備品	十億 千円 24 170 241	十億 千円 11 976 551	十億 千円 29 222 430	十億 千円 41 426 120	十億 千円 41 426 120	十億 千円 41 426 120	十億 千円 41 426 120	十億 千円 41 426 120	十億 千円 41 426 120
7 合計									

資産の種類	評価額 (ホ)	決定価格 (ヘ)	課税標準額 (ト)
1 構築物	十億 千円 13 900 000	十億 千円 13 900 000	十億 千円 13 900 000
2 機械及び装置	十億 千円 50 397 220	十億 千円 50 397 220	十億 千円 50 397 220
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具	十億 千円 3 568 900	十億 千円 3 568 900	十億 千円 3 568 900
6 工具・器具及び備品	十億 千円 41 426 120	十億 千円 41 426 120	十億 千円 41 426 120
7 合計			

種類別明細書(緑色の印刷)の増加分の取得価額の欄を資産の種類毎に合計し、記入してください

種類別明細書(赤色の印刷)の減少分の取得価額の欄を資産の種類毎に合計し、記入してください

増減資産がない場合、廃業解散等の場合、その旨を記入してください

課税標準の特例、非課税の資産がある場合、適用事項を記入してください

備考(添付書類等)

※備考欄記入例

- 増減なし
- 資産なし
- 令和〇年〇月〇日廃業(解散)
- 課税標準の特例資産あり 地方税法附則第15条第〇〇項

貸主の名称等  
X X X X X T E L 0475 (50) 1110  
東金市東岩崎9350-1

事業所用資産の所有区分  
自己所有・借家

18 備考(添付書類等)

※備考欄記入例

- 増減なし
- 資産なし
- 令和〇年〇月〇日廃業(解散)
- 課税標準の特例資産あり 地方税法附則第15条第〇〇項

...など

「短縮耐用年数承諾書の写」等、添付した書類の名称を記入してください

前年中に所有者の住所、氏名または名称等が変更した場合の異動年月日及び旧住所、旧氏名または旧名称等の参考となる事項を記入してください

欄には記入しないでください

第二十六号様式別表一(提出用)

令和〇〇年度

※所有者コード

種類別明細書(増加資産・全資産用)

資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月		取得価額		(イ) 耐用年数	(ロ) 減価残存率	価額 (ハ) 課税標準の特例 率 コード	課税標準額 ※	増加事由	3枚のうち 2枚のうち 摘要
				年号	年月	十億	百万						
01		デンドウシヤッター	1	5	0.5.0.2	2,950,000	0.3					①・2 3・4	
02		セツダンキ	1	0	5.0.5	22,713,530	1.2					①・2 3・4	
03		パソコン	1	0	5.0.5.1.2	3,568,900	0.4					①・2 3・4	
04							0					1・2 3・4	
05							0					1・2 3・4	
06							0					1・2 3・4	
07							0					1・2 3・4	
08							0					1・2 3・4	
09							0					1・2 3・4	
10							0					1・2 3・4	
11							0					1・2 3・4	
12							0					1・2 3・4	
13							0					1・2 3・4	
14							0					1・2 3・4	
15							0					1・2 3・4	

所有者名を記入してください。

この「種類別明細書(増加資産・全資産用)」について、3枚のうち2枚目というようにページを付けてください。

**増加資産の記入手順**  
 ①所有者・所有者コードを記入してください。  
 (所有者コードは依頼文に記載しています。)  
 ②資産の種類・資産の名称等・数量・取得年月・取得価額・耐用年数・増加事由を記入してください。  
 ③課税標準の特例がある場合には特例率を記入し、かつ摘要欄にその適用条項等を記入してください。  
 (例) 1/2の場合102

非課税の資産についてはその適用条項等を記入してください。  
 課税標準の特例がある資産については、その適用条項等を記入してください。

資産の種類をコード番号で記入してください。

資産の名称をわかりやすく記入してください。(20文字以内で左寄せ)

その資産の数量を記入してください。(右寄せ)

資産を実際に取得した年月を記入し、年号は、  
 1. 明治、2. 大正、3. 昭和、4. 平成、5. 令和を記入してください。

その資産を取得するためにその取得時において通常支出すべき金額(当該資産の取引運賃荷役費、運送保険料、購入手数料、磨付費、その他当該償却資産をその用途に供するために直接要した費用の額を含む。)を記入してください。(右寄せ)

法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令を資産ごとに記入してください。)(右寄せ)

「増加事由」の欄は  
 1. 新品取得、2. 中古品、3. 移動による受入れ、4. その他をのいずれかに○印をつけてください。

種類コード	1	構築物	4	航空機
	2	機械及び装置	5	車輛及び運搬具
	3	船舶	6	工具・器具及び備品

欄には記入しないでください

第二十六号様式別表二(提出用)

令和〇〇年度

※ 所有者コード		※										所有者		1枚のうち			
資産の種類		種類別明細書(減少資産用)										株式会社		1枚目			
行番号	抹消コード	資産の名称等		数量	取得年月		取得価額		耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分				摘要		
					年号	年月	十億	百万	千	円	1. 売却	2. 滅失	3. 移動	4. その他	1. 全部	2. 一部	
01	00231	ロッカー		1	345	05	200	000	10		1	2	3	4	1	2	〇〇市〇〇工場
02	00226	カンソウキ		1	354	12	9376	551	10		1	2	3	4	1	2	
03	00241	パソコン		1	424	02	400	000	04		1	2	3	4	1	2	
04											1	2	3	4	1	2	
05											1	2	3	4	1	2	
06											1	2	3	4	1	2	
07											2	3	4	1	2		
08											2	3	4	1	2		
09											2	3	4	1	2		
10											2	3	4	1	2		
11											2	3	4	1	2		
12											1	2	3	4	1	2	
13											1	2	3	4	1	2	
14											1	2	3	4	1	2	
15											1	2	3	4	1	2	

この「種類別明細書(減少資産用)」について、1枚のうち1枚目というようにページを付けてください。

所有者名を記入してください。

**減少資産の記入手順**  
 ①所有者・所有者コードを記入してください。  
 (所有者コードは依頼文に記載しています。)  
 ②資産の種類・抹消コード・資産の名称等・数量・取得年月・取得価額・耐用年数・減少事由及び区分を記入してください。

電算により打ち出した償却資産種類別明細書(全資産用)の中より減少資産があれば資産の種類、資産コードを記入してください。

電算により打ち出した償却資産種類別明細書(全資産用)に基づき、資産名、減少させた数量、取得年月、耐用年数を記入してください。

減少した資産の取得価額を記入してください。

該当するものの番号を○で囲んでください。

当該資産が減少した事由については、事由が2.「滅失」かつ区分が2.「一部」の場合は減少分の価額を、3.「移動」の場合は移動先を、4.「その他」の場合はその減少の事由等を記入してください。

(参考1) 付属設備（建築設備）の償却資産と家屋の区分表

設備の種類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
発電設備	自家用発電設備・受変電設備 (配線等を含む)	
動力用配線配管設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外のもの
電灯照明設備	ネオンサイン、スポットライト、 投光機、家屋と分離している屋外 照明設備	屋内照明設備、配分電盤
電話設備	電話機、交換機等の装置・器具類、LAN配線	電話配線
インターホン設備	インターホン器具、マイクロホン、 アンプ等の装置・器具類	配線
火災報知装置	屋外の装置（配線を含む）	屋内の装置（配線を含む）
消火装置	消火栓設備のホース・ノズル・消火器	消火栓設備、スプリンクラー
中央監視制御装置	制御装置（配線を含む）	
避雷設備		設備一式
換気設備、衛生設備		設備一式
し尿浄化槽設備	右記以外の設備	家屋と一体となっている設備
給湯設備	局所式給湯設備	中央式給湯設備
ガス設備、給排水設備	特定の生産又は業務用設備 (配管を含む)、屋外設備	左記以外の設備
冷暖房装置	ルームエアコン（壁掛型）	家屋と一体となっている設備
厨房設備、洗濯設備	接客の求めに応じる（百貨店、旅館、飲食 店、病院等）サービス設備	サービス設備以外の設備
運搬設備	工場用ベルトコンベア	エレベーター、リフト、 エスカレーター設備
簡易間仕切	床から天井まで達しない程度のもの	床から天井まで達する程度のもの
ガソリンスタンドの キャノピー	ビル又は事務所と別のもの	ビル又は事務所と一体のもの
車庫・倉庫等	周壁なしの車庫、資材置場	三方に周壁を有し出入口が開放された車 庫、基礎等により土地に定着している貨車 又はコンテナ利用の倉庫
農業用温室	周壁に該当する部分が恒久的な資材ではな い（ビニールフィルム）もの	基礎等を有し、屋根及び周壁に該当す る部分が恒久的資材（合成樹脂板、 ガラス）と認められるもの

(注) この表は、一般的な区分の例示であり、この例示によらない場合もあります。  
ご不明な点は係までお問い合わせ下さい。

## （参考2）法定耐用年数

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（いわゆる「耐用年数省令」）に規定する耐用年数のことで、税務会計において通常適用されるものです。

したがって、償却資産の評価に用いる耐用年数は、原則として、この法定耐用年数であり、耐用年数省令の別表第1、第2、第5及び第6を適用します。

## （参考3）償却資産の評価

償却資産の評価は、前年中に取得された償却資産にあつては当該償却資産の取得価額を、前年前に取得された償却資産にあつては当該償却資産の前年度の評価額を基準とし、当該償却資産の耐用年数に応ずる減価を考慮してその評価額が決定されます。

### ①前年中に取得された償却資産

価格(評価額) = 取得価額 × (1 - 減価率 / 2)

※月割償却ではなく、半年償却により価格を求めます。

※取得価額：原則として国税の取扱と同様

※減価率：原則として耐用年数表に掲げられている耐用年数に応じた減価率

### ②前年前に取得された償却資産

価格(評価額) = 前年度の価格 × (1 - 減価率)

※求めた価格が(取得価額 × 5 / 100) よりも小さい場合、その償却資産が本来の用に供されている限りは、(取得価額 × 5 / 100) により求めた額が価格となります。

※固定資産税における償却資産の減価の方法は、原則として定率法によります。

## （参考4）償却資産の種類等

種類別に一例を示すと次のようなものです。

1	構築物	門、塀、煙突、高架水槽、井戸、給水タンク、構内舗装、広告塔、その他土木施設等で家屋と区別されるようなもの 等
2	機械及び装置	太陽光発電設備、各種産業用の機械、ポンプ、電動機、コンプレッサー、ブルドーザー、クレーン、受配電施設、推進機を有しない船（しゅんせつ船） 等
3	船舶	貨物船、ボート、はしけ、釣り舟 等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター 等
5	車輛及び運搬具	構内運搬車、大型特殊自動車（フォークリフト、ロードローラー等）、その他自動車税及び軽自動車税の対象外のもの 等
6	工具・器具及び備品	机、いす、キャビネット、テレビジョン、金庫、計算機、複写機、金銭登録機、応接セット、看板、医療機器等その他測定工具、取付工具 等